

条 例

埼玉県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第九号

埼玉県公告式条例の一部を改正する条例

埼玉県公告式条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「その末尾に」を削り、「署名」の下に「（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第一条に規定する措置を含む。）を」を加える。

第四条第一項中「記入して、当該職印を押した」を「記入した」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。